

別紙6

大船渡市民文化会館・市立図書館イベント広場等環境整備業務委託仕様書

この仕様書は、大船渡市民文化会館・市立図書館イベント広場等環境整備業務（以下「業務」という。）に適用する。

業務対象物 大船渡市盛町字下館下 18 番地 1
大船渡市民文化会館・市立図書館敷地内

（業務の履行）

- 第 1 業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、本仕様書及び関係法令により業務を遂行しなければならない。
- 2 受託者は、本仕様書の定めでない事項であっても、業務に必要と認められる事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

（業務内容）

- 第 2 業務の内容は、次のとおりとする。

- （１）イベント広場や駐車場など建物周辺の植栽について、点検のうえ、草刈、除草、剪定を実施し、用具の整備も含め良好な状態を保つこと。
- （２）イベント広場や駐車場など建物周辺の高木の管理について、必要な助言を行うこと。

（業務日及び業務時間）

- 第 3 業務を実施する期間は、令和 9 年から令和 13 年の 6 月 1 日から 10 月 31 日までとする。業務日は毎週月曜日、水曜日、金曜日の週 3 日間とする。
- 2 業務を実施する時間は、1 日 6 時間（休憩時間を除く）とし、勤務する時間帯は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- 3 委託者は、受託者と協議のうえ、業務日、業務時間を変更することができるものとする。

（従事者）

- 第 4 受託者はこの業務を遂行するため、業務時間内において、従事者 1 名を常駐させるものとする。

（服務）

- 第 5 受託者は従事者の服務及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

- 2 受託者は、誠実で健康な 18 歳以上の者を従事者としなければならない。
- 3 受託者は、業務にあたる従事者名簿を予め委託者に提出するものとし、この名簿に記載されていない者に業務に従事させることはできないものとする。
- 4 従事者は、来館者に接する場合の言動等について、十分留意し、親切明朗であるよう心がけなければならない。
- 5 従事者は、業務の内容等を記載した業務日誌（様式は別に定める）を作成し、委託者の確認を受けるものとする。
- 6 委託者は、勤務状態の不良、その他の事由により従事者を不適格と認めたときは、その旨を受託者に通知して、従事者の交代等を求めることができる。その場合、受託者は適切な措置を講ずるものとする。

（経費負担及び損害賠償）

第 6 従事者の派遣費用等、業務遂行に要する経費は受託者の負担とする。

- 2 受託者は業務遂行中に受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については受託者の負担とする。
- 3 受託者は下記の損害について、一切の責めを負わないものとする。
 - （１）天変地異、その他の不可抗力により生じた委託者の損害
 - （２）従事者が適切に対処したにもかかわらず、受託者の責めに帰すことのできない事由により生じた委託者の損害
 - （３）委託者の責めに帰すべき事由により生じた損害

（その他）

第 7 この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。